



## 労災保険 のご案内

建設事業一人親方組合・運輸事業一人親方組合は、  
あなたの特別加入をお手伝いします。

### 特別加入制度

通常一人親方等は労災保険の対象にはなっていませんが、その業務の実態等により労働者に準じてその業務災害に関して補償をするにふさわしい方々があります。そこで、労災保険制度本来の建前を損わない範囲で利用を認めようというのが特別加入制度です。

特に一人親方等は、企業としての保険成立がないので加入するところがありません。

そのため国の承認を受けた当一人親方組合を適用事業主、組合に加入した一人親方等を労働者とみなして労災保険の特別加入ができることとなります。



## はじめに

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが国の特別加入制度です。

この冊子は、当事業団取扱い特別加入制度のうち、一人親方等の特別加入についてその加入者の範囲、加入要件、加入手続、保険給付の対象となる災害の範囲などに関して特に留意していただきたい事項をまとめたものです。

特別加入を希望する方はもちろんのこと、すでに特別加入されている方も是非ご一読いただき、特別加入制度について十分ご理解いただきますようお願いいたします。

## 一人親方組合のあゆみ

建設事業一人親方組合は、中小企業福祉事業団の傘下団体として、昭和50年4月、東京労働基準局の承認を受けて発足致しました。

その後、平成9年4月には、運輸事業一人親方組合を設立。建設業で働く方々や運輸業に携わる方々の支持を得て屈指の一人親方団体に成長いたしました。

一人親方組合は、中小企業福祉事業団とともに国の労災保険特別加入制度の根幹を担っています。

## 中小企業福祉事業団のあゆみ

中小企業福祉事業団は、昭和45年12月、労働省認可(東京第591号)を受け、その後約4ヵ月の準備期間を経て、昭和46年4月、優良な中小企業70余社を母体として発足致しました。

現在では、4,000余社の中小事業主各位から労働保険事務の委託を受けるまでとなり、都内及び近県に亘り公認の有数な中小企業団体として実績の伸長をはかり乍ら堅実な歩みを続けております。

# 1

## 特別加入の範囲について

### 一人親方等についての定義

一人親方等とは、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する家族従事者をいいます。労働者を使用する日の合計が年間100日以上と見込まれる場合には中小事業主等となりますのでご注意ください。

### 加入できる職種

(イ)建設の事業（土木、建築、その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体又はその準備の事業）を行う方

(例)大工、とび、左官、防水工、板金工、電気、配管工、土工、建具工、家具工など

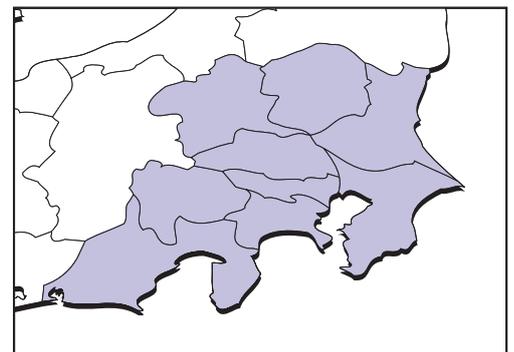
(ロ)自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を行う方

(例)個人タクシー業者、個人貨物運送業者など

(注)加入にあたり健康診断が必要な場合もあります。

### 加入できる地域

当一人親方組合に加入できる地域は、東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨、群馬、栃木、茨城、静岡に居所を有する方に限られます。



# 2

## 特別加入の手続きについて

### 一人親方組合に加入する手続き

一人親方等として加入要件を満たす方が、建設事業一人親方組合又は運輸事業一人親方組合に加入し特別加入を申し込むには、当組合所定の「加入申込書」に希望する加入日額など必要事項を記入の上、労災保険の特別加入開始希望日より一週間前迄に提出することが必要です。

申込書の記載については9～10ページを参照して下さい。

### 加入日額について

加入日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を申し込む時は、一人親方等の所得水準に見合った適正な額を当組合所定申込書の「加入日額」欄に記入して申請してください。申請に基づき労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。

なお、決定された給付基礎日額は、毎年継続加入の申し込み時に変更の申請をすることができます。その場合には申込書の「日額変更の希望」欄に記入して下さい。

※建設事業の一人親方で、18,000円以上の加入日額を希望する場合は、所得水準を証明できる資料の提出が必要です。

(例:確定申告書、所得証明書、前一年間の工事請負書等工事関係資料等)

●特別加入保険料算定基礎額表

加入日額	保険料算定基礎額(年間)
25,000	9,125,000
24,000	8,760,000
22,000	8,030,000
20,000	7,300,000
18,000	6,570,000
16,000	5,840,000
14,000	5,110,000
12,000	4,380,000
10,000	3,650,000
9,000	3,285,000
8,000	2,920,000
7,000	2,555,000
6,000	2,190,000
5,000	1,825,000
4,000	1,460,000
3,500	1,277,500

### 保険料について

特別加入者の保険料については、保険料算定基礎額(給付基礎日額に365を乗じたもの)にそれぞれの事業に定められた保険料率※(建設事業19/1000、運輸事業13/1000)を乗じたものとなります。

なお、年度の途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、当該年度内の特別加入月数(1ヶ月未満の端数があるときは、これを1ヶ月とします。)に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出することとなります。

※保険料率は、年度によって変わることがございます。

### 組合会費

入会金	初年度のみ	1,000円(消費税別)
組合費	月額	2,000円(消費税別)

## 保険料及び組合費の 納入方法

特別加入の申し込みをいただいた日から2週間以内に、申込書記載の所属会社宛てに、納入通知書(個票)及び振込用紙を発行いたします。また継続加入の場合は、4月中旬の発行となります。

お取りまとめのうえ、指定された期日までに金融機関窓口にて納入して下さい。

※保険料・組合費ともに年度途中の加入の場合は月割計算の対象となります。

※保険料等の納入は当該年度分を一括して納入して下さい。

## 保険期間及び加入証

保険期間は、申込書記載の保険開始日より当該年度末(3月31日)までとなります。保険料等納入後、「一人親方労災保険加入証」(個票)を発行いたします。本証は、保険料等の領収と組合員としての資格を証明し、給付請求その他必要な時に提示していただきますので、大切に保管して下さい。

また、一人親方組合を脱退するときはすみやかに返納して下さい。

**元請会社への提示(証明)などにもご活用できます！**

## 継続加入の手続き

継続して加入するときは、継続申込書(2月配付)に記名押印のうえ指定期日までに提出していただくことで引き続き特別加入することができます。

# 3

## 特別加入時の健康診断について

### 健康診断が必要な場合の手続き

特別加入を希望する一人親方等のうち、下記に記載されている「特別加入予定者の業務の種類」欄に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。（下記以外の方は必要ありません。）

【健康診断が必要な業務の種類】

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

申込書記載の業務歴から判断して健康診断が必要であると認められる方（以下「加入時健診対象者」といいます。）には、あらかじめ当組合所定の「健康診断調査表」を記入していただきます。

加入時健診対象者に対しては、労働基準監督署長から「特別加入健康診断指示書」が交付されますので、指示書に記載された期間に指示された診断実施機関で健康診断を受けていただく必要があります。

なお、この場合の健康診断に要する費用は無料です。ただし、受診のために要した交通費は自己負担となります。

(注)健康診断を受診しなかったり、あるいは、業務の内容、業務歴等について虚偽の申告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり、保険給付が受けられない場合がありますのでご注意ください。

### 特別加入が制限される場合

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

(イ) 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就業することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する内容にかかわらず特別加入は認められません。

(ロ) 特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

# 4

## 補償の対象となる範囲について

### 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入対象に応じて一定の業務を行っていた場合（業務遂行性）に限られています。したがって、次に該当しない場合には被災しても保険給付を受けることができませんのでご注意ください。

また、災害がその業務によって生じたものであるかどうか（業務起因性）の判断は労働者の場合に準じることとされています。

#### 建設事業の一人親方等

- 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- 台風や火災など突発事故等による予定外の緊急出勤の途上

#### 個人タクシー業者及び個人貨物運送業者

- 免許等を受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含みます）、貨物の積み卸し作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合
- 台風や火災などの突発事故等による予定外の緊急出勤の途上

### 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

ただし、個人タクシー業者及び個人貨物運送業者については、住居と就業の場所との間の往復の実態が明確ではないこと等から、通勤災害の保護の対象となっていない。

#### 【労災保険法上の通勤とは】

労災保険法上の通勤とは、就業に関して、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものをいいます。

また、通勤の合理的な経路上で逸脱又は中断したときには、日用品を購入する等の日常生活上必要な行為でやむを得ない事由により行うための必要最小限度の場合を除いて、逸脱・中断の間及びその後は労災保険法上の通勤とはなりません。

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合には、次のような保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

### ◆保険給付・特別支給金一覧表◆

こんなときは		保険給付の種類		給付の内容	特別支給金
傷病にかかり	労災病院又は指定病院で治療する場合	療養補償給付(業務災害)		必要な治療が無料で受けられます	/
	労災病院又は指定病院以外で治療する場合	療 養 給 付(通勤災害)		治療に要した費用(政府が必要と認めた額)が支給されます	
	療養のため労働することができない場合	休業補償給付(業務災害)	休 業 給 付(通勤災害)	休業4日目以降1日について60%	休業4日目以降1日について20%
	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治ゆせず傷病等級に該当する場合	傷病補償年金(業務災害)	傷 病 年 金(通勤災害)	給 付 基 礎 日 額 の	1年間に 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分
傷病が治ゆした後に障害等級表に定めるいずれかの障害が残った場合		障害補償給付(業務災害)	年金	1年間に 第1級 313日分 第7級 131日分	一時金として 第1級 342万円 第14級 8万円
		障害給付(通勤災害)	一時金	一時金として 第8級 503日分 第14級 56日分	
死亡した場合		遺族補償給付(業務災害)	年金	(遺族の人数によって) 1年間に 245日分 153日分	一時金として 300万円
		遺族給付(通勤災害)	一時金	一時金として 1,000日分	
		葬祭料(業務災害)	葬 祭 給 付(通勤災害)		60日分又は31.5万円+ 30日分のいずれか高い金額
傷病により障害(補償)年金又は傷病(補償)年金を受給し、ある一定の障害を有して介護を受けている場合		介護補償給付(業務災害)	介 護 給 付(通勤災害)	介護の費用として支出した額	/

※ この一覧は、分かり易く解説するため、具体的な要件につきましては不十分な点もありますので、ご注意ください。

休業(補償)給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務又は作業について全部労働不能であることが必要となっています[全部労働不能とは、入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務又は作業ができない状態をいいます。]

## 給付請求の手続き

万が一、業務災害又は通勤災害を被った場合は、記載の取扱事務所又は一人親方組合までただちにご連絡下さい。所定の手続きをいたします。

## 支給制限

特別加入者が業務災害又は通勤災害を被った場合には保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意又は重大な過失によって発生した場合及び保険料滞納期間中に生じた場合には、支給制限が行われることがあります。

# 6

## 特別加入をやめるとき

### 一人親方組合を脱退する手続き

一人親方等が特別加入業務に従事しなくなった場合又はやむをえず特別加入を脱退する場合は、当組合所定の「脱退申込書」に記入押印の上、脱退を希望する日までに提出して下さい。

既に払込みいただいた労働保険料等は加入月数に応じ還付の手続きをいたします。なお、当該年度末をもって特別加入を終了し翌年度以降の継続加入を希望しない場合は、継続加入申込書(2月配布)に「脱退」と朱書きのうえ提出していただければ脱退の申込みとみなします。

## 一人親方組合加入/労災保険特別加入申込書記入要項

1. ①～⑤欄は、加入申込者について記入して下さい。
2. ⑥～⑧欄は、所属会社について記入して下さい。送付先になりますので間違いのないよう正確に記入して下さい。
3. ⑨欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるか否かを判断するうえで重要な項目ですので、明確に業務の具体的内容を記入して下さい。  
(例 防水工、配管工、個人タクシーなど)  
また、運輸事業の方は、営業許可番号も記入して下さい。(例 建4396)
4. ⑩欄は、特別加入予定業務の範囲内で、東日本大震災の復旧、復興のための除染作業に従事するかどうかの有無を○で囲んで下さい。
5. ⑪欄は、特別加入予定業務において、欄内のイからニまでに掲げる特定業務のいずれかに該当する場合は○で囲んで下さい。該当しない場合は、ホを○で囲み⑫欄に斜線を引いて下さい。
6. ⑫欄は、⑪欄に掲げる特定業務のいずれかに該当する場合、その特定業務に最初に従事した年月と、従事した期間の合計を記入して下さい。
7. ⑬欄は、「一人親方組合労災保険のご案内」の3ページの「特別加入保険料算定基礎額表」を参考にして希望する加入日額を記入して下さい。
8. ⑭欄は、継続加入の場合で加入日額を変更する方のみ記入して下さい。
9. ⑮欄は、加入希望日(保険開始日)を記入し、新規・継続どちらかに○をして下さい。
10. ⑯欄は、申し込みをする年月日を記入して下さい。なるべく、保険開始日の1週間前迄に申し込みをして下さい。申し込みが遅れますと保険開始日が延期される場合がありますのでご注意ください。
11. ⑰欄は、裏面記載のご加入にあたっての注意事項をご確認の上、加入者本人の署名・押印をして下さい。

### 《その他注意事項》

1. 継続加入申込書として使用する場合、加入者については各項目がシステムで印字されていますので、変更等がある場合には朱書きにて訂正して下さい。
2. ⑩欄該当者については従事した期間の合計によっては、健康診断が必要な場合があります。健康診断受診の必要がある場合には、あらかじめ当組合所定の「健康診断調査表」も提出して下さい。
3. ⑱欄は、幹事社会保険労務士が記入して下さい。

一人親方組合加入 申込書  
 労災保険特別加入

1枚目をご返送下さい。

個人No. \_\_\_\_\_  
 会社No. \_\_\_\_\_

フリガナ	① ネギシ タロウ	生年月日	③ 昭和 45 年 12 月 1 日		
加入者氏名	② 根岸 太郎	電 話	④ 03-5676-×294		
加入者住所	〒 134-0088 ⑤ 江戸川区西葛西 3-2-△				
所属会社名 (請求先)	⑥ 株式会社 台東建設	電 話	⑦ 03-3871-486×		
所属会社住所 (請求先)	〒 110-0015 ⑧ 台東区東上野 1-1-△				
職 種	業務又は作業の内容		⑫ 業 務 歴		
	具体的作業内容	特定業務との関係	特定業務に	最初に従事した年月	年 月
	⑨ 防水工	イ. 粉じん作業を行う業務 ロ. 振動工具使用の業務		/	年 月
	除染作業	ハ. 鉛業務			
⑩ 有・無	ニ. 有機溶剤業務 ホ. 該当なし	⑪ 従事した期間の合計			
加入日額	⑬ 10,000円	日額変更の希望	⑭ 円		
加入希望日 (保険開始日)	⑮ ○○年 4月 1日より加入を希望致します。(新規・継続)				

上記の通り建設事業一人親方組合、及び労災保険特別加入(一人親方)の加入申込を致します。また、裏面記載の事項を承諾した上、遵守致します。

⑯ ○○年 3月 18日

⑰ 加入者氏名 根岸 太郎 印

社会保険 労務士 記載欄	氏 名	幹事番号
⑱	⑲	

※ 予備欄	1	2	3
-------	---	---	---

## 業務災害を防ぐために…

- 作業前の準備体操をおこないましょう  
毎日続けることで、その日の体調もわかります
- 作業工程を守りましょう  
作業前に手順や運行ルートなどを確認しましょう  
作業中は指差呼称を実践し、危険標識や禁止標識、道路標識等を守りましょう

### 交通ヒヤリマップの作成

ルート、エリア別に  
ヒヤリ箇所を記入…

### 指差呼称

「〇〇ヨシ！」  
「ゼロ災でいこう。ヨシ！」

### 危険予知活動

ヒヤリハットの  
話し合い…

- 安全装置・保護具を必ず着用しましょう  
シートベルト、作業服、手袋、ヘルメット、マスクなど、ほつれ等のない整備されたものを着用しましょう
- 暴風雨など悪天候のため作業の危険が予想される時は、作業を中止しましょう
- 健康診断を毎年すすんで受診しましょう
- 毎日の健康管理につとめ、心身の過労を予防しましょう  
「今日はムリだな」というときは、仕事をせず休息をとりましょう

取扱事務所

### 建設事業一人親方組合・運輸事業一人親方組合

〒111-0036 東京都台東区松が谷1-3-5 JPR上野イーストビル2階  
TEL 03-5806-0294(代) FAX 03-5806-0293

URL <http://www.chukidan.com>

(厚生労働省認可 東京労働局承認)